

事務連絡  
令和元年9月20日

千葉県担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害緊急事態対処担当）  
林野庁森林整備部整備課長  
経済産業省大臣官房参事官  
兼 危機管理・災害対策室長  
国土交通省水管理・国土保全局防災課長  
国土交通省道路局環境安全・防災課長  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
兼 災害廃棄物対策室長  
防衛省統合幕僚監部参事官

#### 令和元年台風第15号における電力復旧に伴う倒木の処理について

令和元年台風第15号による電力復旧に伴う倒木の処理については、現在、自衛隊及び東京電力ホールディングス（株）において、電線等の電力設備の復旧に支障となる樹木を伐採するなど、電力の復旧に必要な範囲で処理を行っているところですが、山林や道路等における倒木の処理について整理しましたので、下記のとおりお伝えいたします。貴県におかれましては、関係市町に周知の上、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

倒木の所有権はその所有者に帰属することから、自衛隊及び東京電力ホールディングス（株）（以下「自衛隊等」といいます。）は、原則として、所有者の了解なしに処分することはせず、以下の方法により対応することとします。

- （1）山林における倒木については、自衛隊等が林野庁の定める国有林野事業における伐倒木の措置に準じて、必要に応じて後続作業の支障とならない場所に集積するか、等高線に対して平行に存置する措置を取ります。なお、森林の管理上さらに必要な措置があれば、森林の管理者において適切な対応をお願いいたします。
- （2）道路における倒木については、自衛隊等が通行の確保など緊急的に必要となる措置を行い、道路脇に存置します。道路脇に存置できない場合は、自衛隊等が道路管理者と調整します。また、自衛隊等は、道路管理者に対して、倒木処理を実施した箇

所について情報共有するとともに、可能な限り倒木処理の実施前後の写真等を提供します。なお、道路管理上さらに必要な措置があれば、道路管理者において適切な対応をお願いいたします。

- (3) 宅地における倒木については、自衛隊等が処理したものについて、倒木の所有者において処分をお願いいたします。ただし、所有者が不明な倒木や放棄された倒木で、現地で受入先が見つからないものについては、関係市町において災害廃棄物として仮置場への搬出・処分をお願いいたします。応急復旧期間中、市町が対応困難な場合は、貴県を通じて自衛隊による支援を要請いたします。

<問い合わせ先>

【通知全般について】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

TEL：03-3501-5693（直通）

【電力復旧について】

経済産業省 大臣官房総務課 危機管理・災害対策室

TEL：03-3597-1701（直通）

【自衛隊派遣について】

防衛省 統合幕僚監部参事官付

TEL：03-3268-3111（代表）30950（内線）

【山林における倒木の措置について】

林野庁 森林整備部整備課

TEL：03-3502-8111（代表）6177（内線）

【道路における倒木の措置について】

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室

TEL：03-5253-8489（直通）

【災害廃棄物の処理について】

環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

TEL：03-5521-8358（直通）